

2024. 11. 23 No.50

本部  
申  
18  
号

すべての仲間の「働きがい」と「豊かさ」を形にするために、**その1**  
諸手当改善をはじめとした総合労働条件の向上を求める申し入れ

## 現場(組合員)からの意見40項目を提出!!

- 賃金規程第2章(基本給)第22条の3(昇給の所要期間及び昇給係数)「【前略】その昇給係数は、4(以下「所定昇給係数」という。)以内とする。【後略】」を「【前略】その昇給係数は、4(以下「所定昇給係数」という。)とする。【後略】」に改めること。
- 賃金規程第2章の2(満55歳以上の社員の基本給の取扱い)第33条の6(昇給)「満55歳以上の社員については、第2章第3節に規定する昇給は実施しない。」の定めを廃止すること。
- 退職手当規程第4条(退職手当算定基礎給)に定める「第二基本給」を廃止すること。
- 賃金規程第3章(都市手当)第34条(支給範囲)都市手当級地区分表(別表第9)の定めにある「等級区分・D級地」に以下の地域を追加すること。  
埼玉県 蓮田市・白岡市・久喜市、桶川市、熊谷市  
山梨県 大月市  
茨城県 古河市・龍ヶ崎市・牛久市・土浦市  
栃木県 野木町・小山市  
宮城県 仙台市  
新潟県 新潟市
- 賃金規程第4章(扶養手当)第39条(扶養親族の範囲)に定める(2)18歳未満の子及び(7)重度心身障害者ア子(血族に限る。)に対する、第40条の定めをそれぞれ10,000円加算した額に改めること。
- 賃金規程第6章(通勤手当)第56条(支給額及び支給限度額)の2号の定めにある支給額をそれぞれ1,000円増額すること。
- 賃金規程第7章(職務手当)第64条(職務手当)別表17の定めについて、適用基準が不明確のため基準に関する細目基準を示すこと。
- 賃金規程第7章(職務手当)第64条(職務手当)別表17番号3(3)「乗務員の見習の技術指導を行う者として特に指定された者」に対する職務手当支給について、見習発令後の線見終了までの間についても支給すること。また、転勤者に対する線見指導及び代替業務を行う社員(予備指導)についても同様に取扱うこと。
- 賃金規程第8章(技能手当)別表19の11電気主任技術者の支給額を増額するとともに、電気工事士についても支給の対象とすること。更に、10技術職等の社員について  
(1)資格別に定めた点数の合計が10点以上4,000円  
(2)資格別に定めた点数の合計が5点以上3,000円  
(3)資格別に定めた点数の合計が5点未満1,000円とすること。
- 賃金規程第9章(特殊勤務手当)第96条(支給額)の定めにある深夜早朝勤務手当の支給額をそれぞれ30%増額すること。なお、端数においては、100円単位に繰り上げる。